

令和 7 年
11 月から

福祉サービス受給者証が冊子に 変わりました。

旧



紙での受給者証と
受給者証別冊

新



福祉サービス受給者証(冊子)と
受給者証(シール)

受給者証が届いたら...

1. 「**受給者証(シール)**」は、はがさず、「**福祉サービス受給者証(冊子)**」と一緒に**相談支援事業所**と**障害福祉サービス提供事業所**に提出してください。



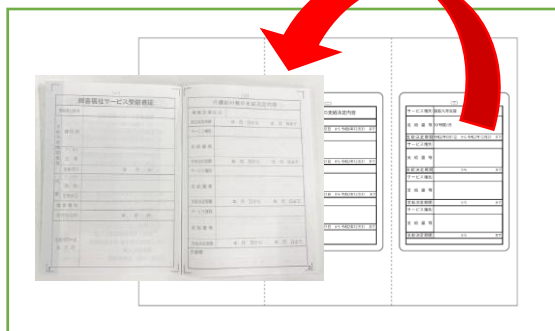
シールははがさない

提出する

- ① 相談支援事業所
(セルフプランの方は除く)
- ② 障害福祉サービス提供事業所

2. **受給者証(シール)**を**福祉サービス受給者証(冊子)**に貼る。

更新や変更の際、新しいシールが届きましたら、重ねて貼り、冊子は引き続きご使用ください。



【シールを貼るページ】

- ・障害福祉サービス受給者証 P2～P7
- ・通所受給者証 P29～P33

【問合せ先】

尾道市役所 社会福祉課 障害福祉係
Tel 38-9124

※地域生活支援事業受給者証は、従来の紙での受給者証の発行となり、変更はありません。